

埼玉県エイズ及びその他の性感染症等対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「特定感染症検査等事業実施要綱」（平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）に基づき、県民に対し、後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）及びその他の性感染症（以下「STD」という。）等に関する適切な知識の普及啓発を図り、かつヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV」という。）感染及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を実施することで、HIV及びSTD等の感染予防並びに患者及び感染者の早期発見に努め、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(適切な知識の普及啓発)

第2条 保健所長、衛生研究所長及び感染症対策課感染症対策幹は、エイズ及びその他のSTD等に関する適切な知識の普及啓発に努めなければならない。

(相談及び検査)

第3条 保健所長は、県民からのエイズ及びその他のSTD等に関する相談に応じなければならない。

2 保健所長は、前項の相談において必要と認めるときは、相談者にエイズ及びその他のSTD等の検査（以下、「検査」という。）又は医療機関への受診を勧奨し、実施するものとする。

(1) 検査については、感染の機会の有無を判断するうえで適切と思われる時期に検査を受けるように相談者を、適宜、指導しなければならない。

(2) エイズ以外のその他のSTD等の検査は梅毒、クラミジア、B型肝炎、C型肝炎の検査とする。

3 相談は、できるだけ個別に相談室を設けるなど相談者のプライバシーに配慮して、行うこととする。

(採血及び検査の所管)

第4条 検査に係る採血は、保健所においてこれを行うものとする。

2 各検査は、原則として民間検査機関に委託する。ただし、HIV確認検査については、衛生研究所が実施する。

なお、民間検査機関に委託して実施する検査に関する詳細事項は別に定める。

(検査の受付日及び時間帯)

第5条 保健所におけるHIV検査及びSTD等の検査の受付日及び時間帯（以下「受付日等」という。）は、別に定める。

2 保健医療部長は、必要と認めるときは、衛生研究所長及び当該保健所長と協議し、当該保健所の受付日等を定めるものとする。

- 3 保健所長は、第1項に規定する別表の受付日等を変更するときは、エイズ・性感染症検査受付日等変更協議書（様式第1号）により実施のおおむね1カ月前までに保健医療部長に協議するものとする。
- 4 保健医療部長は、第3項の規定に基づき保健所長から協議があったときは、衛生研究所長と協議し、その結果を当該保健所長に回答するものとする。
- 5 保健所長は、前項に規定する回答に基づき受付日等を変更し、受付を行うものとする。
- 6 保健所長は、年度末に翌年度の受付日等の計画表を作成し、感染症対策課感染症対策幹に送付するものとする。
- 7 感染症対策課感染症対策幹は、前項の計画表をまとめ、保健所全体の計画表を作成し、保健所長及び衛生研究所長に送付するものとする。

（検査の受付の予約制）

- 第6条 保健所長は、必要と認めるときは、検査の受付を予約制とすることができる。ただし、予約をしていない者が、別表に定める受付日に来所したときにおいても検査の受付を拒否することはできない。
- 2 保健所長は、前項の規定により検査の受付を予約制とするときは、おおむね1カ月前までに感染症対策課感染症対策幹にその旨を通知しなければならない。
 - 3 感染症対策課感染症対策幹は、前項に規定する予約制の通知を受理したときは、その後に作成するパンフレット等に当該保健所の予約制を明記しなければならない。

（採血等における消耗品の支給）

- 第7条 感染症対策課感染症対策幹は、採血に係る消耗品の予算を衛生研究所長に令達し、衛生研究所長は、各保健所に採血等に係る消耗品を支給するものとする。ただし、第4条第2項により民間検査機関に検査を委託する場合で、民間検査機関所定の消耗品を使用する必要があるときは、この限りではない。

（検査の受付）

- 第8条 保健所長は、検査の受付に当たっては、検査依頼書（様式第2号、様式第3号）を用いるものとする。
- 2 保健所長は、検査の受付時には、検査を受ける者（以下「受検者」という。）に以下に掲げる事項を説明しなければならない。
 - (1) 検査の方法
(特に、C型肝炎の検査を希望する場合は、抗体検査で中力価及び低力価の場合に核酸増幅検査を実施するため、同検査に必要な血液をあらかじめ採取することを説明する。)
 - (2) 検査結果が判明する年月日
 - (3) 検査結果の通知の方法
 - (4) 感染症の予防に対する啓発

- 3 保健所長は、以下に掲げる書類に当該各号に規定する事項を受検者に記入させ、検査の受付をするものとする。ただし、検査料を免ずる場合は（1）のみとする。
 - (1) 検査依頼書 性別、年齢
 - (2) 会計伝票 氏名、受付番号
- 4 保健所長は、検査の受付をしたときは、検査依頼書に受付番号を記入し、検査依頼書（様式第2号）を受検者に交付しなければならない。
- 5 保健所長は、第3項第2号に規定する会計伝票を発行し、採血前に受検者に検査料金を納入させるものとする。ただし、検査料を免じる場合は、この限りではない。
- 6 保健所長は、採血時の受検者の呼出など、受検者の呼称には受付番号を用いなければならない。

（採血）

- 第9条 保健所長は、民間検査機関が指定する真空採血管等の器具を用い採血を行うものとする。
- 2 保健所長は、民間検査機関が指定する採血管貼付用シールに検査名、受付番号、採血年月日及び保健所名を記入し、当該シールを前項の採血管に貼付しなければならない。

（検体の搬送）

- 第10条 検体の搬送は、民間検査機関が契約に基づき実施する。

（検査）

- 第11条 保健所長は、民間検査機関に検査を依頼する。
- 2 保健所長は、民間検査機関によるH I V抗原・抗体検査において、スクリーニング検査の結果が陰性以外の場合、確認検査依頼及び確認検査結果通知書（様式第5号）により衛生研究所長に検査を依頼する。
 - 3 衛生研究所長は、前条の規定により搬送された検体の受付番号と確認検査依頼及び確認検査結果通知書（様式第5号）の受付番号とを確認しなければならない。
 - 4 衛生研究所長は、検査を終了したときは、確認検査依頼及び確認検査結果通知書（様式第5号）に次条に規定する陰性から確認検査中までのいずれかの番号を記入し、直ちに検査を依頼した保健所長にファクシミリで通知しなければならない。

また、委託により検査を行った民間検査機関は、H I V確認検査以外の検査結果について、自己の通常業務で使用している検査結果報告書を使用し検査結果を通知することができるものとする。
 - 5 H I V抗体検査の確認検査の結果が陽性のとき、衛生研究所長は、前項のファクシミリによる通知のほかに、検査の依頼をした保健所長及び感染症対策課感染症対策幹に、直ちに陽性の旨を電話で知らせるものとする。
 - 6 H I V抗体検査の確認検査の結果が保留のとき、衛生研究所長は、前項のファクシミリによる通知のほかに、検査の依頼をした保健所長に直ちに保留の旨を電話で知らせるものとする。

- 7 受検者への検査結果の通知は、原則として、検査の受付をした日から1週間後以降にこれを行うものとする。

(検査結果の番号表示)

第12条 前条第4項に規定する衛生研究所からのファクシミリによる検査結果の送付には、以下に定める番号を用いなければならない。

- (1) 陰性 1
- (2) 陽性 2
- (3) 保留 3
- (4) 確認検査中 4

(検査結果の判明時の対応)

第13条 保健所長は、第11条第4項の確認検査依頼及び確認検査結果通知書(様式第5号)又は民間検査機関による検査結果報告書に基づき、その結果を検査結果通知書(様式第4号)に記載しなければならない。

- 2 保健所長は、検査結果通知書(様式第4号)を、第8条第4項の規定に基づき交付した検査依頼書(様式第2号)と引換えに受検者に交付するものとする。
- 3 前項の検査結果通知書(様式第4号)の交付において、受検者が検査依頼書(様式第2号)を紛失その他の理由により持参していないときは、保健所長は、受検者本人と確認できない場合は、検査成績書を交付してはならない。
- 4 HIV検査結果が陽性のとき、保健所長は、以下に規定する事項を行うものとする。ただし、保健所長が不在の時は、保健所長が指定する医師が行う。
 - (1)被検者に対する陽性の告知及びエイズ治療拠点病院等の紹介並びに当該病院における治療の勧奨
 - (2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条の規定に基づく届出
- 5 エイズ以外のSTD等検査結果が陽性のとき、保健所長または保健所長が指定する医師または保健師等は、被検者に対して医療機関の受診を勧めるなどの保健指導を行うものとする。
- 6 検査結果が保留のときは、保健所長または保健所長が指定する医師は、その旨を受検者に説明する。なお、保健所長は、必要に応じて、感染の有無を判断するうえで適切と思われる時期に再度検査を受けることを勧奨するものとする。
- 7 肝炎検査の結果が陽性だった場合には、初回精密検査費が公費負担となることを含めて医療機関への受診勧奨を行う。

(医療廃棄物の処理)

第14条 保健所長は、採血及び検査に伴い感染症を発生させる恐れのある廃棄物(以下「感染性廃棄物」という。)を衛生研究所に搬送するものとする。

- 2 保健所長は、埼玉県保健所感染性医療廃棄物管理規程に基づき、感染性廃棄物の処理を行うものとする。この場合において、「試験検査室」とあるのは「衛生研究

所」に、読み替えるものとする。

- 3 衛生研究所長は、埼玉県衛生研究所産業廃棄物管理規程の規定に準じて、感染性廃棄物の処理を行うものとする。

(検査料金)

第 15 条 検査の料金は、埼玉県保健所使用料等条例及び埼玉県衛生試験等手数料条例による。

- 2 料金の減免規定は、別に定めるところによる。

(採血及び検査従事者の事故措置)

第 16 条 採血及び検査に直接従事する職員は、採血及び検査において注射針その他鋭利な器材により刺傷を受けたときは、直ちに保健所長に報告し、「埼玉県血液・体液曝露事故緊急対応マニュアル」に従い対応するものとする。

- 2 保健所長は、事故発生の予防に努め、また、事故発生に備えた体制等を整備しなければならない。

(診断書の交付)

第 17 条 保健所長は、受検者が診断書の交付を希望するときは、埼玉県保健所使用料等条例の定めるところにより、これを行うことができる。この場合、保健所長は、検査依頼書の記入に当たっては、第 8 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、受検者欄に本名を記入させ、かつ、身元を確認できるものにより本人であることを確認しなければならない。

(資料の送付)

第 18 条 感染症対策課感染症対策幹は、エイズ及びその他の S T D 等への対策に係る出版物及びパンフレットその他の資料を保健所長及び衛生研究所長に送付するものとする。

(秘密の保持等)

第 19 条 保健所及び衛生研究所並びに感染症対策課の職員は、エイズ及びその他の S T D 等に関する相談、検査及びその他、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 保健所及び衛生研究所並びに感染症対策課の職員は、相談者その他の者のプライバシーの保護に努めなければならない。

(報告)

第 20 条 保健所長は、当該月のエイズ及びその他の S T D 等についての相談件数及び検査件数を相談・検査実績報告書（様式第 6 号）により翌月 5 日までに感染症対策課感染症対策幹に報告するものとする。

- 2 前項の報告書の送付は、電子メール等で行うものとする。

(即日検査)

第21条 HIV即日検査について必要な事項は、この要綱に定めるほか、埼玉県保健所HIV即日検査実施要領に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。
埼玉県エイズ対策実施要領及びエイズ相談事業等マニュアルは廃止する。

附 則

この要綱は平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。
C型肝炎の委託検査の実施について（平成27年5月26日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は令和2年7月6日から施行する。